

# 弁護士報酬基準

## 第1章（総則）

### 第1条（目的及び趣旨）

2004年4月1日から、弁護士会の「報酬基準」が廃止され、弁護士または弁護士法人は各法律事務所ないし弁護士毎に料金を定めることが必要となりました。

そこで、当法律事務所は、以下のとおりの基準に従い、弁護士法人が法律事務を行うにあたっての報酬を定めております。

### 第2条（弁護士報酬の種類）

1. 弁護士報酬は、法律相談料・書面による鑑定料・着手金・報酬金・手数料・顧問料及び日当とします。

2. 前項の意義は次のとおりです。

(1) 法律相談料

依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定・電話による相談を含む）の対価をいいます。

(2) 書面による鑑定料

依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいいます。

(3) 着手金

事件又は法律事務（以下、「事件等」という）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず、受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいいます。

(4) 報酬金

事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいいます。

(5) 手数料

原則として1回程度の手続き又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいいます。

(6) 顧問料

契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいいます。

(7) 日当

弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く）の対価をいいます。

第3条（弁護士報酬の支払時期）

着手金は、事件等の依頼を受けたときに、報酬金は、事件の処理が終了したときに、その他の弁護士報酬は、この基準に特に定めのあるときはその規定に従い、特に定めのないときは、依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払いを受けることとします。

第4条（事件等の個数等）

1. 弁護士報酬は、1件毎に定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1件とします。

但し、第3章第1節において、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受けることとします。

2. 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とします。

第5条（弁護士法人の報酬請求権）

1. 弁護士法人は、各依頼者に対し、弁護士報酬を請求させていただきます。

2. 次の各号の一に該当することにより、受任件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、弁護士法人は、第2章ないし第5章及び第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬を適正妥当な範囲で減額することがあります。

(1) 依頼者から複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。

(2) 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通であるとき。

第6条（弁護士法人の説明義務等）

1. 弁護士法人は依頼者に対し、予め弁護士報酬等について、十分に説明させていただきます。

2. 弁護士法人は、事件等を受任したときは、委任契約書を作成致します。
3. 委任契約書には、事件等の表示、受任の範囲、弁護士報酬等の額及び支払時期その他の特約事項を記載します。

#### 第7条（弁護士報酬の減免等）

1. 依頼者が経済的資力に乏しいとき又は特別の事情があるときは、弁護士法人は第3条及び第2章ないし第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬の支払時期を変更し又はこれを減額若しくは免除することができます。
2. 着手金及び報酬を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事情により、着手金を規定どおり受け取ることが相当でないときは、弁護士法人は第3章の規定にかかわらず、依頼者と協議のうえ、着手金を減額して報酬金を増額することができることとします。

但し、着手金及び報酬金の合計額は、第16条の規定により許容される着手金と報酬金の合算額を超えないものと致します。

#### 第8条（弁護士報酬の特則による増額）

依頼を受けた事件等が、特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じた場合において、前条第2項又は第2章ないし第4章の規定によっては弁護士報酬の適正妥当な額が算定できないときは、弁護士法人は依頼者と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額することができることとします。

#### 第9条（消費税に相当する額）

本基準及び本基準別表に表示されている金額は、消費税法（昭和63年法律第108号第63条の2）に基づく、弁護士法人の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額を含んだ金額とします。

## 第2章 法律相談等

#### 第10条（法律相談料）

法律相談料は、30分の場合には金1万1000円とし、30分を超える場合には、30分以内毎に金1万1000円とします。

## 第11条（書面による鑑定料）

1. 書面による鑑定料は金22万円以上、金33万円以下とします。
2. 前項において、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、弁護士法人は依頼者と協議のうえ、前項に定める額を減額ないし超過する額の書面による鑑定料を受けることができます。

# 第3章 着手金及び報酬金

## 第1節 民事事件

### 第12条（民事事件の着手金及び報酬金の算定基準）

本節の着手金及び報酬金については、この基準に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定します。

### 第13条（経済的利益—算定可能な場合）

前条の経済的利益の額は、この報酬基準に定めのない限り、次のとおり算定します。

- (1) 金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む）。
- (2) 賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額。
- (3) 所有権は、対象たる物の時価相当額。
- (4) 占有権・地上権・永小作権・賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。但し、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額。
- (5) 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額にその敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権・賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。
- (6) 地役権は、承役地の時価の2分の1の額。
- (7) 担保権は、被担保債権額。但し、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額。
- (8) 不動産についての所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第5号、第6号、第8号及び前号に準じた額。
- (9) 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。但し、取り消される法律行為の目的

の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額。

- (10) 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。但し、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額。
- (11) 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。但し、分割の対象となる財産の範囲及びその相続分について争いの無い部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額。
- (12) 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額。
- (13) 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。但し、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第1号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）。

#### 第14条（経済的利益算定の特則）

1. 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、弁護士法人は経済的利益の額を紛争の実態に相応するまで、減額することとします。
2. 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、弁護士法人は経済的利益の額を紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に応じるまで増額することができるものとします。
  - (1) 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。
  - (2) 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

#### 第15条（経済的利益—算定不能な場合）

1. 第13条により、経済的利益の額を算定することができないときは、その額を金800万円とします。
2. 弁護士法人は、依頼者と協議のうえ、前項の額を事件等の難易・軽重・手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができることとします。

## 第16条（民事事件の着手金及び報酬金）

1. 訴訟事件・非訟事件・家事審判事件・行政審判等事件及び仲裁事件（次条に定める仲裁センター事件を除く）の着手金及び報酬金は、この報酬基準に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準としてそれぞれ次のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
金300万円以下の場合	33万円	17.6%
金300万円を超え、金3000万円以下の場合	5.5%+13万5000円	11%+19万8000円
金3000万円を超え、金3億円以下の場合	3.3%+75万9000円	6.6%+151万8000円
金3億円を超える場合	2.2%+405万9000円	4.4%+811万8000円

2. 前項及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができることとします。
3. 民事事件につき、同一弁護士法人が引き続き上訴事件を受任するときは、前2項にかかわらず、着手金を適正妥当な範囲内で増減することができます。
4. 前3項の着手金は金33万円を最低額とします。但し、経済的利益の額が金300万円未満の事件の着手金は、事情により依頼者との協議により金33万円未満に減額することができることとします。

## 第17条（調停事件及び示談交渉事件）

1. 調停事件・示談交渉（裁判外の和解交渉をいう。以下同じ）事件の着手金及び報酬金は、この報酬基準に特に定めのない限り、それぞれ前条第1項及び第2項又は第20条第1項及び第2項の各規定を準用します。但し、それぞれの規定により、算定された額の3分の2に減額することができるものとします。
2. 示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、この報酬基準に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項又は第20条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1とします。
3. 示談交渉事件、調停事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、この報酬基準に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項又は第20条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1とします。
4. 前3項の着手金は金22万円を最低額とします。

## 第18条（契約締結交渉）

1. 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
金300万円以下の場合	3.3%	6.6%
金300万円を超え、金3000万円以下の場合	2.2%+3万3000円	4.4%+6万6000円
金3000万円を超え、金3億円以下の場合	1.1%+36万3000円	2.2%+72万6000円
金3億円を超える場合	0.55%+201万3000円	1.1%+402万6000円

2. 前項の着手金及び報酬金は、事案の内容により30%の範囲で増減額することができることとします。
3. 前2項の着手金は、金22万円を最低額とします。
4. 契約締結に至り報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、その手数料は請求しません。

#### 第19条（境界に関する事件）

1. 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は金44万円以上、金66万円以下とします。但し、同一弁護士法人が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができることとします。
2. 前項の着手金及び報酬金は、第16条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定によります。
3. 境界に関する調停事件・仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額のそれぞれ3分の2に減額することができることとします。
4. 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1とします。
5. 境界に関する調停事件・仲裁センター事件又は、示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1とします。
6. 前各項の規定にかかわらず、弁護士法人は、依頼者と協議のうえ、境界に関する事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件

処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができることとします。

## 第20条（借地非訟事件）

1. 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次のとおりとします。但し、同一弁護士法人が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができることとします。

借地権の額	着手金
金5000万円以下の場合	金33万円以上、金55万円以下
金5000万円を超える場合	前段の額に金5000万円を超える部分の0.55%を加算した額

2. 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとします。但し、弁護士法人は依頼者と協議のうえ、報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができることとします。

- (1) 申立人については、申立てが認められたときは、借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは、財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として第16条の規定により算定された額。
- (2) 相手方については、その申立が却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として第16条の規定により算定された額。
- (3) 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができることとします。
- (4) 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とします。
- (5) 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とします。

## 第21条（保全命令申立事件等）

1. 仮差押及び仮処分の各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という）の着手金は、第16条の規定により算定された額の2分の1とします。但し、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の2とします。
2. 前項の事件が重大又は複雑であるときは、第16条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができることとします。但し、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の1の報酬金を受けることができることとします。
3. 第1項の手續のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第16条の規定に準じて報酬金を受けることができることとします。
4. 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用します。
5. 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることとします。
6. 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、金11万円を最低額とします。

## 第22条（民事執行事件等）

1. 民事執行事件の着手金は、第16条の規定により算定された額の2分の1とします。
2. 民事執行事件の報酬金は、第16条の規定により算定された額の4分の1とします。
3. 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受け取ることとします。但し、着手金は第16条の規定により算定された額の3分の1とします。
4. 執行停止事件の着手金は第16条の規定により算定された額の2分の1とします。但し、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とします。
5. 前項の事件が重大又は複雑なときは、第16条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができることとします。
6. 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、5万5000円を最低額とします。

第23条（倒産整理事件）

1. 破産・民事再生・会社整理・特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、それぞれ次のとおりとします。

但し、前記各事件に関する保全事件の弁護士報酬は次に述べる着手金に含まれます。

- (1) 非事業者の自己破産事件（同時廃止）

債権者数	着 手 金
1～10名	33万円
11～20名	38万5000円
21名以上	44万円～

- (2) 非事業者の自己破産事件（管財事件）

債権者数	着 手 金
1～10名	38万5000円
11～20名	44万円
21名以上	49万5000円～

- (3) 個人事業主の自己破産

債権者数	着 手 金
1～10名	44万円
11～20名	49万5000円
21名以上	55万円～

- (4) 法人の自己破産事件

負債総額	着 手 金
3000万円未満	55万円
3000万円～6000万円未満	66万円
6000万円～1億円	77万円
1億円以上	負債総額の0.77%

- (5) 自己破産以外の破産事件 金55万円以上

- (6) 事業者の民事再生事件

負 債 総 額	着 手 金	成功報酬
3000万円未満	66万円	33万円
3000万～6000万円	88万円	44万円
6000万～1億円	110万円	55万円
1億円以上	負債総額の1.1%	負債総額の0.55%

- (7) 非事業者の個人再生事件

債権者数	着 手 金	成功報酬
------	-------	------

1～10名	33万円	11万円
11～20名	44万円	13万2000円
21名以上	55万円～	15万4000円～

- (8) 会社整理事件 金110万円以上  
(9) 特別清算事件 金110万円以上  
(10) 会社更生事件 金220万円以上

2. 前項第7号ないし第9号の各事件の報酬金は、第16条の規定を準用します。この場合の経済的利益の額は、配当額・配当資産・免除債権額・延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定します。但し、前項第1号及び第2号の事件は、依頼者が免責決定を受けたときに限り、報酬金を受けることができることとします。

#### 第24条（任意整理事件）

1. 前条第1項に該当しない債務整理事件（以下「任意整理事件」という）の着手金及び報酬金は、それぞれ次のとおりとします。

(1) 非事業者の任意整理事件

着手金	和解成立報酬	減額報酬	過払い報酬
債権者1名につき各3万3000円。但し、金11万円を最低額とする	債権者1名につき3万3000円	減額の金額を経済的利益の額として第16条の規定により算定された額	返還を受けた過払い金の22%

(2) 個人事業主及び法人の任意整理事件

着手金	成功報酬	過払い報酬
負債総額の3.3%	負債総額の2.2%	返還を受けた過払い金の22%

成功報酬は、任意整理事件が、和解、債務の免除、履行期間の猶予又は企業継続等により終了したときに発生するものとします。

2. 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当原資額」という）を基準として、次のとおり算定します。

(1) 弁護士が債権取立て、資産売却等により集めた配当原資額につき、

金500万円以下の場合	16.5%
金500万円を超え、金1000万円以下の場合	11%+27万5000円
金1000万円を超え、金5000万円以下の場合	8.8%+49万5000円

金5000万円を超え、金1億円以下の場合	6.6%+159万5000円
金1億円を超える場合	5.5%+269万5000円

(2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から、任意提供を受けた配当原資額につき、

金5000万円以下の場合	3.3%
金5000万円を超え、金1億円以下の場合	2.2%+55万円
金1億円を超える部分	1.1%+165万5000円

3. 第1項の事件の処理について、裁判上の手続きを要したときは、過払金の回収の場合を除き、前2項に定めるほか、本節の規定により算定された報酬金を受けることができることとします。

## 第25条（告訴・告発等）

犯罪被害者支援・告訴・告発・検察審査の申立・仮釈放・恩赦等の手続きの着手金は1件につき、金33万円以上とし、報酬金は依頼者との協議により受けることができることとします。

## 第2節 インターネット関連事件

### 第26条（インターネット関連事件）

1. インターネット関連事件の着手金及び報酬は、それぞれ次のとおりとします。

ただし、同一サイト内に複数の記事（掲示板の場合はスレッド、レス）がある場合でも1サイトとして算定します。

(1) 投稿記事削除請求

方法	着手金	報酬
裁判外（1サイトあたり）	2万2000円～4万4000円	2万2000円～4万4000円
仮処分（1回申立あたり）	16万5000円～22万円	～22万円
訴訟（1回申立あたり）	16万5000円～22万円	～22万円

保全異議、保全抗告、即時抗告、控訴、間接強制申立等をする場合は追加着手金が5万5000円～11万円となります。

(2) 発信者情報開示請求（保全、訴訟）

方法	着手金	報酬
裁判外（1サイトあたり）	2万2000円～4万4000円	2万2000円～4万4000円
仮処分（1回申立あたり）	16万5000円～22万円	～22万円
訴訟（1回申立あたり）	16万5000円～22万円	～22万円

保全異議、保全抗告、即時抗告、控訴、間接強制申立等をする場合は追加着手

金が5万5000円～11万円となります。

(3) 発信者情報開示命令事件（非訟）

方法	着手金	報酬
投稿者特定※1	22万円～33万円	16万5000円～33万円
接続プロバイダに対する 開示命令申立※2	16万5000円～22万円	16万5000円～22万円

※1 サイトに対するIPアドレス開示命令申立と、接続プロバイダに対する住所氏名の開示命令申立、これらに付随する提供命令申立、消去禁止命令申立を含みます（異議訴訟は含まれません）

※2 既に仮処分、メール等で判明したIPアドレスをもとに、接続プロバイダに住所氏名の開示命令申立のみをする場合

2. 前項(2)及び(3)の手続により特定した発信者に対する損害賠償請求について、弁護士法人は、依頼者と協議のうえ、第16の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を請求することとします。

### 第3節 収益物件事件

#### 第27条（収益物件関連事件）

収益物件関連事件の着手金及び報酬は、それぞれ次のとおりとします。

(1) サブリース解除任意交渉着手金

固定資産評価証明額400万円未満 22万円

固定資産評価証明額400万円以上 33万円～

(2) 訴訟に移行する場合の追加着手金

22万円～

(3) 報酬金

サブリース解除の合意、和解、確定判決等の債務名義を得た場合、入居者との直接契約ができた場合 33万円～（労力に応じて協議により決定）

買い戻し・売却で解決した場合 基本報酬33万円＋（売買代金－残債務）×11%

(4) 建物明け渡し請求の弁護士費用（訴訟一審まで）

着手金：22万円～

報酬金：22万円～

対象物件の固定資産評価額に応じて決まります。

(5) 付帯の金銭請求（訴訟一審まで）

着手金 0円

報酬金 回収した額の26.4%未払賃料の回収をした場合

\* 占有移転禁止の仮処分命令、保全執行、強制執行手続を要する場合の追加着手金・

報酬金 5万5000円～11万円

\* 顧問先の紹介、一棟物、複数物件、サブサブリース等の複数業者を相手にする事案は、適宜減額します。

## 第4章 手数料

### 第28条（手数料）

手数料は、この報酬基準に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおり算定します。なお、経済的利益の額の算定については、第13条ないし第15条の規定を準用します。

#### (1) 裁判上の手数料

項目	分類	手数料
証拠保全 (本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができます)	基本	金22万円に第16条第1項の着手金の規定により算定された額の10%を加算した額
	特殊事案※	弁護士法人と依頼者との協議により定める額
即決和解 (本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求しません)	示談交渉を要しない場合	金300万円以下の場合：金11万円
		金300万円を超え、金3000万円以下の場合：1.1%+7万7000円
		金3000万円を超え、金3億円以下の場合：0.55%+24万2000円
	示談交渉を要する場合	金3億円を超える場合：0.33%+90万2000円
公示催告		即決和解の示談交渉を要しない場合と同額
倒産整理事件の 債権届出	基本	金5万5000円以上、金11万円以下
	特殊事案※	弁護士法人と依頼者との協議により定める額
家事審判（家事事件手続法別表	基本	金33万円以上、55万円以下

第1に属する審判事件) 成年後見・保佐・補助開始の審判、相続放棄、限定承認、遺言書の検認、氏の変更など)	事案簡明なもの※	金11万円以上、金22万円以下
--	----------	-----------------

※「特殊事案」とは、特に複雑又は特殊な事情がある場合をいいます。

※「事案簡明なもの」とは、論点のない相続放棄、遺言書の検認、氏の変更などをいいます。

遺言執行	遺産の分割に関する業務	金300万円以下の場合：金55万円
		金300万円を超え、金3000万円以下の場合 ：4.4%+41万8000円
		金3000万円を超え、金3億円以下の場合 ：2.2%+107万8000円
		金3億円を超える場合：1.1%+437万8000円
遺言執行に 裁判手続を 要する場合	遺産の分割以外の業務（葬儀、墓地墓石関係、行政手続等）	1時間あたりの委任事務処理単価に、業務処理に要した時間（移動時間を含みます）を乗じた額  1時間毎の単価 3万3000円
	特殊事案※	弁護士法人と依頼者との協議により定める額
		遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求します。

## 第5章 時間制

### 第29条（時間制）

1. 弁護士法人は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第2章ないし第4章及び第7章の規定によらないで、1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含みます）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができます。
2. 前項の単価は1時間毎に金4万4000円以上とします。
3. 弁護士法人は、具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性・重大性・特殊性・新規性及び弁護士の熟練度等を考慮します。

4. 弁護士法人は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、予め依頼者から相当額を預かることができることとします。

## 第6章 顧問料

### 第30条（顧問料）

1. 顧問料は、次のとおりとします。

資本金3000万円未満：月額5万5000円

資本金3000万円～5000万円未満：月額7万7000円

資本金5000万円以上：月額11万円～（ご相談）

#### （業務内容）

不動産に関する電話・メール・面談・ウェブによる法律相談（人事、労務等の不動産に関係がない法律事務は顧問業務対象外）

簡易な書面チェック、代理人名を入れない通知書等の簡易な書面作成（トータル月3時間程度の業務量）

## 第7章 日 当

### 第31条（日 当）

1. 日当は次のとおりとします。

(1) 半日（往復2時間を超え、4時間まで） 金3万3000円以上、金5万5000円以下

(2) 1日（往復4時間を超える場合） 金5万5000円以上、金11万円以下

2. 前項にかかわらず、弁護士法人は、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができます。

3. 弁護士法人は、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができることとします。

## 第8章 事務手数料

### 第32条（事務手数料の負担）

1. 弁護士法人は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、供託金、その他委任事務処理に要する実費相当額の事務手数料を求めることができます。
2. 事務手数料の残額の精算はせず、売上として受領します。

### 第33条（交通機関の利用）

弁護士法人は、出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができることとします。

## 第9章 委任契約の清算

### 第34条（委任契約の中途終了）

1. 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、弁護士法人は、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求します。
2. 前項において、委任契約の終了につき、弁護士法人のみに重大な責任があるときは、弁護士法人は受領済みの弁護士報酬の全部を返還します。但し、弁護士法人が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、弁護士法人は、依頼者と協議のうえ、その全部又は一部を返還しないことができることとします。
3. 第1項において、弁護士法人の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず依頼者が弁護士法人を解任したことにより委任契約が終了した場合には、弁護士法人は、弁護士報酬の全部を請求することができることとします。
4. 第1項において、依頼者が弁護士法人に無断で事件の取下、放棄、認諾、和解等を行い、又はその他依頼者の責めに帰すべき事由により委任事務の継続が不能になったときは、弁護士法人は、委任契約を終了させることができます。この場合には、弁護士法人は、弁護士報酬の全部を請求することができることとします。

### 第47条（事件等処理の中止等）

1. 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、弁護士法人は事件等に着手せず、またはその処理を中止することとします。
2. 前項の場合には、弁護士法人は予め依頼者にその旨を通知致します。

### 第48条（弁護士報酬の相殺等）

1. 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、弁護士法人は、依頼

者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを  
依頼者に引き渡さないでおくことができるものとします。

2. 前項の場合には、弁護士法人は速やかに依頼者にその旨を通知致します。

以上